

○碧南市の契約に係る標準書式に関する規程

[平成5年2月15日]
訓令第1号]

改正 令和3年1月1日 訓令第1号

碧南市が契約を行う場合における標準となるべき契約書等の書式は、次に定める様式とする。

- (1) 建設工事請負契約書 様式第1号
- (2) 建設工事請負仮契約書 様式第2号
- (3) 委託契約書 様式第3号
- (4) 物品売買契約書 様式第4号
- (5) 印刷物発注契約書 様式第5号
- (6) 不動産賃貸借契約書 様式第6号
- (7) 不動産売買契約書 様式第7号
- (8) 補償契約書 様式第8号
- (9) 請書（工事の場合） 様式第9号
- (10) 請書（物品購入の場合） 様式第10号

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成8年3月13日訓令第6号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度分以後の年度分から締結する契約について適用する。

附 則（平成9年3月12日訓令第6号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成14年6月1日訓令第5号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行し、平成14年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成14年8月13日訓令第8号）

この訓令は、平成14年8月13日から施行する。

附 則（平成15年12月1日訓令第10号）

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成22年22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成223年4年3月6日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成25年3月29日訓令第19号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月4日訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則（令和2年3月30日訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則（令和3年1月4日訓令第1号）

この訓令は、令和3年1月4日から施行する。

附 則（令和5年2月13日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 4 請負代金 金 円
 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 5 契約保証金 金 円
- 6 前 払 金 金 円
- 7 部 分 払 回
- 8 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者と受注者との間で別添碧南市公共工事請負契約約款により請負契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

年 月 日

発注者 住 所 碧南市松本町 2 8 番地
 職氏名 契約担当者職 氏 名 印
受注者 住 所
 氏 名 印

様式第2号

建設工事請負仮契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 4 請負代金 金 円
 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 5 契約保証金 金 円
- 6 前払金 金 円
- 7 部分払 回
- 8 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者と受注者との間で別添碧南市公共工事請負契約約款により請負契約を締結する。ただし、この契約の本契約については、碧南市議会の議決を必要とするため、碧南市議会の議決を得られたときに本契約が成立したものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

年 月 日

発注者	住 所	碧南市松本町28番地
	職氏名	契約担当者職 氏 名 印
受注者	住 所	
	氏 名	印

様式第3号

委 託 契 約 書

- 1 委 託 事 業 名
- 2 契約の履行期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 3 契 約 金 額 金 円
 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 4 契 約 保 証 金 金 円

上記の委託事業について、委託者と受託者との間で次の条項により委託契約を締結する。
この契約の証として本書2通を作成し、委託者と受託者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 住 所 碧南市松本町28番地
 職氏名 契約担当者職 氏名 印
受託者 住 所
 氏 名

(受託者の義務)

第1条 受託者は、別紙仕様書に基づき、委託事業を誠実に履行しなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託事業の調査等)

第3条 委託者は、必要があるときは、受託者に対し委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託事業の変更等)

第4条 委託者は、必要があるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は契約金額の変更については、委託者と受託者が協議して書面により定める。

2 前項の場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

(委託事業の完了の通知等)

第5条 受託者は、委託事業が完了したときは、速やかに委託者に完了の旨を通知しなければならない。

2 委託者は、受託者から前項に規定する完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に完了の検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、仕様書の内容と相違し、又は不完全な部分があるときは、受託者は、委託者の指定する期間内に補正をしなければならない。

4 受託者は、前項の補正をしたときは、直ちに委託者に終了の旨を通知しなければならない。この場合において、第2項の規定を準用する。

(契約金の請求)

第6条 委託者は、受託者が前条の検査を合格した委託業務を引き渡した後請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金を受託者に支払わなければならない。

2 委託者は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（次条第2項、第11条及び第13条第5項において「支払遅延防止法の率」という。）の利息を付して支払

うものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
(履行遅延による違約金)

第7条 受託者の責めに帰する理由により、履行期間内に委託事業を完成することができない場合において、委託者は、受託者から違約金を徴することができる。

2 前項の違約金は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、支払遅延防止法の率の割合を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(委託者の契約解除権等)

第8条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、これにより受託者に損害が生じても、委託者は、その責を負わないものとする。

(1) 履行期間内に委託事業を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に委託事業が完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当の理由がなく契約履行のための通常考えられる着手期間が過ぎても委託事業に着手しないとき。

(3) 契約の履行につき不正な行為をしたとき。

(4) 委託者の職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際しその執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完をしないとき。

(6) 受託者が所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができるものとし、これにより受託者に損害が生じても、委託者は、その責を負わないものとする。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生ずる権利を譲渡したとき。

(2) この契約の委託事業を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの委託事業の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を

拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始、会社更生法（平成14法律第154号）による更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て等これらに類する理由により受託者が事業の停止等を行うことにより委託事業の履行に支障をきたすとき。

(8) 入札又は契約の締結において不正な行為をしたとき。

(9) 第14条第1項に規定する手続によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 委託者は、前2項の規定により契約を解除したときは委託事業の履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとし、引き渡しを受けるときは当該履行部分に相当する契約代金を受託者に支払わなければならない。

4 委託者は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を受託者に通知しなければならない。

5 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合において、既に契約金額の一部が支払われているときは、委託者の定めるところによりその契約金額を返還しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る無催告解除権）

第9条 委託者は、受託者が当該契約について次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受託者に損害が生じても、委託者は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第7条又は第8条

の2に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者等に違反行為があったとして、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合を含む。以下同じ。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、排除措置命令若しくは納付命令が受託者等に対して行われていないときであって、これらの命令の各名宛人に対する命令全てが確定した当該命令において、当該契約について、違反行為の実行としての事業活動があったとき又は受託者等に違反行為があったにもかかわらず、独占禁止法第7条の4第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により納付命令が行われなかったとき。

(4) 受託者等（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受託者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第8条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る無催告解除権）

第10条 委託者は、受託者が契約について次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受託者に損害が生じても、委託者は、その責を負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人及び営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等と認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等と認められるとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体である場合の前項の規定については、その代表者又は構成員が同項同号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第8条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

5 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（契約解除による精算）

第11条 受託者は、第8条第5項の規定により契約金額を返還するときは、契約金額の支払があった日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合を乗じて得た金額に相当する利息を付して委託者に納付するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(1) 第8条第1項、第8条第2項、第10条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合における破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

4 第1項の場合において、違約金の額を超える損害が生じたときは、受託者は、その超過分についても賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第13条 受託者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が当該契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の20に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合は、この限りではない。

2 受託者は、当該契約について次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の100分の30に相当する額を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなけれ

ばならない。

(1) 第9条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第9条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受託者が談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者は、委託者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金額を超える場合においては、受託者に対し、その超過分につき賠償請求することができる。

4 前3項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

5 受託者が前4項の賠償金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

6 第1項の規定は、受託者が契約を履行した後も適用するものとする。

（受託者の契約解除権等）

第14条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害が生じたときは、受託者は委託者にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

3 受託者は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を委託者に通知しなければならない。

4 第8条第3項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（契約保証金の帰属）

第15条 第8条第1項、同条第2項、第9条第1項及び第10条第1項の規定により契

約を解除したときの契約保証金は、委託者に帰属するものとする。ただし、契約書の契約保証金の欄に「免除」と記載されているときは、この限りではない。

(契約不適合責任)

第16条 委託者は、引き渡された成果物はその種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完、若しくは業務委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、委託者による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項において受託者が負うべき責任は、第5条第2項及び第5条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

5 委託者は引き渡された成果物が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）のものであるときの、履行の追完の請求、契約代金減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使は、業務の完了を確認した日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、これらの請求及び解除権の行使を行うことのできる期間は10年とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第17条 受託者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等であって、業務履行の障害となるものをいう。次項において同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求

の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。次項において同じ。)を受けた場合は、速やかに委託者に報告をするとともに警察に被害届を提出しなければならない。

- 2 受託者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、委託者は、委託者の調達契約からの排除措置を講じることができる。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、委託者の所在地の管轄裁判所とする。

(雑則)

第19条 委託者及び受託者は、この契約に定めるもののほか、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）に定める各条項を誠実に履行するものとする。

- 2 この契約について疑義を生じたときは、委託者と受託者が協議して定める。

様式第 4 号

物 品 売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格
- 2 数 量
- 3 契 約 金 額 金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 4 契 約 保 証 金 金 円
- 5 納 入 期 限 年 月 日
- 6 納 品 場 所

上記の物品について、発注者と受注者との間で次の条項により売買契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を所持する。

年 月 日

発注者 住 所 碧南市松本町 2 8 番地
職氏名 契約担当者職 氏名 印
受注者 住 所
氏 名 印

(権利又は義務の譲渡等)

第1条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約物件の検査)

第2条 発注者は、受注者から物品の納入があったときは、その日から10日以内にこれを検査しなければならない。

2 前項に規定する検査の結果、物品の規格、数量等が相違し、又は物品に不完全なものがあるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に修繕し、又は代替物品を納入しなければならない。

3 前項に規定する修繕又は代替物品の納入の検査については、第1項の規定を準用する。

(契約金の請求)

第3条 発注者は、受注者が前条に規定する検査に合格した物品を納入した後請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金を受注者に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（次条第2項、第10条第5項において「支払遅延防止法の率」という。）の利息を付して支払うものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(履行遅延による違約金)

第4条 受注者の責めに帰する理由により物品の納入を遅延したときは、発注者は、受注者から違約金を徴することができる。

2 前項の違約金は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、支払遅延防止法の率の割合を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(危険負担)

第5条 契約の履行前に発注者及び受注者の責めに帰することができない理由により生じた損害は、受注者の負担とする。

(発注者の契約解除権等)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除する

ことができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 納入期限までに物品を納入することができないとき、又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
 - (3) 契約の履行につき不正な行為をしたとき。
 - (4) 発注者の職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その執行を妨げたとき。
 - (5) 受注者が所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
 - (6) 正当な理由なく、第13条に規定する履行の追完がなされないとき。
 - (7) 第13条第1項に規定する契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。
- (1) 第1条の規定に違反し、この契約により生ずる権利を譲渡したとき。
 - (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
 - (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始、会社更生法（平成14法

律第154号)による更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て等これらに類する理由により受注者が事業の停止等を行うことにより契約の履行に支障をきたすとき。

(8) 入札又は契約の締結において不正な行為をしたとき。

(9) 第11条第1項に規定する手続によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は前2項の規定により契約を解除したとき(物品の全部の引渡しを受けなければ契約の目的が達せられないときを除く。)は、納入部分で検査に合格したものの引渡しを受けるものとし、当該納入部分に相応する契約代金を受注者に支払うものとする。

4 発注者は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る無催告解除権)

第7条 発注者は、受注者が当該契約について次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じて、発注者は、その責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったとして、独占禁止法第7条又は第8条の2に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者等に違反行為があったとして、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合を含む。以下同じ。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、排除措置命令若しくは納付命令が受注者等に対して行われていないときであって、これらの命令の各名宛人に対する命令全てが確定した当該命令において、当該契約について、違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき又は受注者等に違反行為があったにもかかわらず、独占禁止法第7条の4第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により納付命令

が行われなかったとき。

(4) 受注者等（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。以下同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第6条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る無催告解除権）

第8条 発注者は、受注者が契約について次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等と認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 法人等の役員等又は使用人が第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等と認められるとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合の前項の規定については、その代表者又は構成員が同項同号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 第6条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
 - 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
 - 5 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- (1) 第6条第1項、第6条第2項、第8条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法の規定により選任された再生債務者等
 - 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することが

できる。

4 第1項の場合において、違約金の額を超える損害が生じたときは、受注者は、その超過分についても賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第10条 受注者は、第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が当該契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合は、この限りではない。

2 受注者は、当該契約について次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の100分の30に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 第7条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第7条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金額を超える場合においては、受注者に対し、その超過分につき賠償請求することができる。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

5 受注者が前4項の賠償金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

6 第1項の規定は、受注者が契約を履行した後も適用するものとする。

(受注者の解除権等)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

3 受注者は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。

4 第6条第3項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(契約保証金の帰属)

第12条 第6条第1項、同条第2項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により契約を解除したときの契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約書の契約保証金の欄に「免除」と記載されている場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定は、発注者による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見

込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項において受注者が負うべき責任は、第2条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 5 発注者は物品が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）のものであるときの、履行の追完の請求、契約代金減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使は、物品納入後1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、これらの請求及び解除権の行使を行うことのできる期間は10年とする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第14条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等であって、業務履行の障害となるものをいう。次項において同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。次項において同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告をするとともに警察に被害届を提出しなければならない。

- 2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、発注者は、発注者の調達契約からの排除措置を講じることができる。

（紛争の解決）

第15条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、発注者の所在地の管轄裁判所とする。

（雑則）

第16条 発注者及び受注者は、この契約に定めるもののほか、碧南市契約規則（平成5年度碧南市規則第1号）に定める各条項を誠実に履行するものとする。

- 2 この契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定める。

様式第5号

印刷物発注契約書

- 1 品名及び規格
- 2 契約金額 金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円
- 3 契約保証金 免除
- 4 納入期限 年 月 日
- 5 納入場所

上記の印刷物について、発注者と受注者との間で次の条項により印刷物発注契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

発注者 住 所 碧南市松本町28番地
職氏名 契約担当者職 氏名 印
受注者 住 所
氏 名 印

(印刷物の仕様等)

第1条 印刷物の規格、数量等は別紙仕様書のとおりとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約物件の検査)

第3条 発注者は、受注者から印刷物の納入があったときは、その日から10日以内にこれを検査しなければならない。

2 前項に規定する検査の結果、印刷物が仕様書の内容と相違し、又は印刷物が不完全なものがあるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に修繕し、又は新たな印刷物を納入しなければならない。

3 前項に規定する修繕又は新たな印刷物の納入の検査については、第1項の規定を準用する。

(契約金の請求)

第4条 発注者は、受注者が前条に規定する検査を合格した印刷物を納入した後請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金を受注者に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（次条第2項、第11条第5項において「支払遅延防止法の率」という。）の利息を付して支払うものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(履行遅延による違約金)

第5条 受注者の責めに帰する理由により、印刷物の納入を遅延したときは、発注者は、受注者から違約金を徴することができる。

2 前項の違約金は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、支払遅延防止法の率の割合を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(危険負担)

第6条 契約の履行前に発注者及び受注者の責めに帰することができない理由により生じた損害は、受注者の負担とする。

(発注者の契約解除権等)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 納入期限までに印刷物を納入することができないとき、又は納入期限経過後相当の期間内に印刷物を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為をしたとき。
- (4) 発注者の職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その執行を妨げたとき。
- (5) 受注者が所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。
- (6) 正当な理由なく、第14条に規定する履行の追完がなされないとき。
- (7) 第14条第1項に規定する契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生ずる権利を譲渡したとき。
- (2) 印刷物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 印刷物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告

をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始、会社更生法（平成14法律第154号）による更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て等これらに類する理由により受注者が事業の停止等を行うことにより契約の履行に支障をきたすとき。

(8) 入札又は契約の締結において不正な行為をしたとき。

(9) 第12条第1項に規定する手続によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は前2項の規定により契約を解除したとき（印刷物の全部の引渡しを受けなければ契約の目的が達せられないときを除く。）は、納入部分で検査に合格したものの引渡しを受けるものとし、当該納入部分に相応する契約代金を受注者に支払うものとする。

4 発注者は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る無催告解除権）

第8条 発注者は、受注者が当該契約について次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第7条又は第8条の2に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者等に違反行為があったとして、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合を含む。以下同じ。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、排除措置命令若しくは納付命令が受注者等に対して行われていないときであって、これらの命令の各名宛人に対する命令全てが確定した当

該命令において、当該契約について、違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき又は受注者等に違反行為があったにもかかわらず、独占禁止法第7条の4第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により納付命令が行われなかったとき。

(4) 受注者等（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。以下同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る無催告解除権）

第9条 発注者は、受注者が契約について次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等と認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等と認められるとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受注者が共同企業体である場合の前項の規定については、その代表者又は構成員が同項同号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

5 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第10条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 第7条第1項、同条第2項、第9条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

4 第1項の場合において、違約金の額を超える損害が生じたときは、受注者は、その超過分についても賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第11条 受注者は、第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が当該契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合は、この限りではない。

2 受注者は、当該契約について次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の100分の30に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 第8条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第8条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金額を超える場合においては、受注者に対し、その超過分につき賠償請求することができる。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

5 受注者が前4項の賠償金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅

延利息を発注者に支払わなければならない。

6 第1項の規定は、受注者が契約を履行した後も適用するものとする。

(受注者の解除権等)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

3 受注者は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。

4 第7条第3項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(契約保証金の帰属)

第13条 第7条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項の規定により契約を解除したときの契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約書の契約保証金の欄に「免除」と記載されている場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、印刷物の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定は、発注者による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 印刷物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完

をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項において受注者が負うべき責任は、第3条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

5 発注者は印刷物が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）のものであるときの、履行の追完の請求、契約代金減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使は、印刷物納入後1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、これらの請求及び解除権の行使を行うことのできる期間は10年とする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等であって、業務履行の障害となるものをいう。次項において同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。次項において同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告をするとともに警察に被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、発注者は、発注者の調達契約からの排除措置を講じることができる。

（紛争の解決）

第16条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、発注者の所在地の管轄裁判所とする。

（雑則）

第17条 発注者及び受注者は、この契約に定めるもののほか、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）に定める各条項を誠実に履行するものとする。

2 この契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定める。

不 動 産 賃 貸 借 契 約 書

1 賃貸借物件

不 動 産 の 所 在	地 番	地 目	面 積

2 物件の用途

3 賃貸借料 年額 金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

(注) 土地の賃借に係るものについては非課税

4 賃貸借期間 年 月 日から

年 月 日まで

上記の不動産賃貸借について、賃貸人と賃借人との間で次の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、賃貸人と賃借人がそれぞれ記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

年 月 日

賃貸人 住 所

氏 名

印

賃借人 住 所 碧南市松本町 2 8 番地

職氏名 契約担当者職 氏 名 印

(権利義務の譲渡等の禁止)

第1条 賃借人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第2条 賃借人は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ賃貸人の承認を受けなければならない。

(賃貸借物件の維持補修)

第3条 賃貸借期間中の賃貸借物件の維持、補修等に係る経費は、賃借人の負担とする。

(賃貸借物件の譲渡)

第4条 賃貸人は、賃貸借物件を賃貸借期間中に第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ賃借人の承認を受けなければならない。

(公租公課等の変更に基づく賃貸借料の変更)

第5条 賃貸借料は、賃貸物件に対する公租公課の変動その他の経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、賃貸人と賃借人とが協議のうえ、これを変更することができる。

(賃貸借料の支払)

第6条 賃貸人は、賃貸借期間満了の日以後、請求書により賃貸借料を賃借人に請求するものとする。

2 賃借人は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 賃貸人及び賃借人は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(賃貸借物件の返還)

第8条 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、賃借人の費用で賃貸借物件を現状に復し、賃貸人に返還しなければならない。ただし、現状のままで返還することについて賃貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(賃貸借期間の更新)

第9条 この契約は、賃貸借期間が満了する1月前までに賃貸人又は賃借人から契約解除の意思表示がないときは、この契約を更に1年間継続するものとし、翌年度以降におい

ても同様とする。ただし、継続することについて、賃借人の翌年度以降の歳入歳出予算の金額に減額又は削除があった場合は、この契約は解除されたものとする。

(紛争の解決)

第10条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、賃借人の所在地の管轄裁判所とする。

(雑則)

第11条 賃貸人及び賃借人は、この契約に定める各条項を誠実に履行するものとするとともにこの契約に定めがない事項及び疑義が生じたときは、協議して定める。

様式第7号

不 動 産 売 買 契 約 書

1 売買物件の表示

2 物件の用途

所 在	地 番	地 目	地 積	単 価	金 額

3 売買金額 金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

(注) 土地の売買に係るものについては非課税

4 所有権の移転の時期 契約締結のとき

5 物件の引渡し期限 年 月 日

上記の不動産売買について、売渡人と買受人との間で次の条項により売買契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、売渡人と買受人がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

年 月 日

売渡人 住 所
氏 名 印

買受人 住 所 碧南市松本町28番地
職氏名 契約担当者職 氏 名 印

(登記の嘱託)

第1条 売買物件の所有権移転登記は、この契約締結後直ちに売渡人がこれに必要な書類一切を買受人に提出し、買受人が所管法務局に対し登記の嘱託をするものとする。

(抵当権等が設定してある場合の処理方法)

第2条 売渡人は、売買物件に抵当権、賃借権その他の権利が設定してある場合には、売渡人の責任をもって処理するものとする。この契約について他から異議を申し出る者があるときも同様とする。

(公租公課の負担)

第3条 売渡人は、売買物件を所有していたことにより課せられる公租公課等を負担するものとする。

(売買代金の支払)

第4条 売渡人は、所有権移転登記完了後、請求書により売買金額の支払を買受人に請求するものとする。

2 買受人は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内にその請求額を支払うものとする。

(損害賠償)

第5条 売渡人及び買受人は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(契約の費用)

第6条 この契約に要する印紙税その他の費用は、買受人の負担とする。

(紛争の解決)

第7条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、買受人の所在地の管轄裁判所とする。

(雑則)

第8条 売渡人及び買受人は、この契約に定める各条項を誠実に履行するものとするとともに、この契約に定めがない事項及び疑義が生じたときは、協議して定める。

様式第 8 号

補 償 契 約 書

1 契約物件

所 在	項 目	数 量	金 額	摘 要

2 契約の目的

3 補償金額 金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

4 契約物件取り払い等期限 年 月 日

上記の補償について、被補償者と補償者との間で次の条項により補償契約を締結する。
この契約の証として本書 2 通を作成し、被補償者と補償者がそれぞれ記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

年 月 日

被補償者 住 所
氏 名 印

補 償 者 住 所 碧南市松本町 2 8 番
職氏名 契約担当者職 氏 名 印

(契約物件の取り払い等)

第1条 契約物件の取り払い等期限後なお物件が残存する場合には、被補償者の費用負担において、補償者が処分できるものとする。

(補償金の支払)

第2条 被補償者は、契約物件の取り払い等完了後、請求書により補償金額の支払を補償者に請求するものとする。

2 補償者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に補償金額を支払うものとする。

(損害賠償)

第3条 被補償者及び補償者は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(契約の費用)

第4条 この契約に要する印紙税その他の費用は、補償者の負担とする。

(紛争の解決)

第5条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、補償者の所在地の管轄裁判所とする。

(雑則)

第6条 被補償者及び補償者は、この契約に定める各条項を誠実に履行するものとするとともに、この契約に定めがない事項及び疑義が生じたときは、協議して定める。

様式第9号

請 書（工事請負の場合）

年 月 日

契約担当者職 氏 名 殿

受注者 住所
氏名 印

次のとおり工事の施工を請け負います。

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工事内容 別紙設計書、仕様書及び図面のとおり。
- 4 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 契約金額 金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 6 契約保証金 金 円
- 7 前各項に記載のない事項は、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）、碧南市建設工事施行事務取扱要領によるほか双方協議して定める。

様式第10号

請 書 (物品購入の場合)

年 月 日

契約担当者職 氏 名 殿

納入者 住所

氏名

印

次のとおり物品の納入を引き受けます。

1 品名及び規格

2 数 量

3 契約金額 金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

4 契約保証金 金 円

5 納入期限 年 月 日

6 納入場所

7 前各項に記載のない事項は、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）によるほか双方協議して定める。